



転出

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	・転出先でマイナンバーカードの継続利用（住所変更）	・マイナンバーカード		1階 ³ 戸籍住民課	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	▲ 転出先で再申請が必要です ▲ カードが出来ている場合は、転出手続き前に持参書類を確認したうえで、交付します。	▲ 転出先の市区町村にご相談ください ▲ 持参書類に関しては、窓口でご相談ください。			
	印鑑登録をしている方	▲ 転出予定日付で自動的に廃止になります	▲ 印鑑登録証または伊勢原市民カードをお持ちの場合は回収します。			
保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書 [*] の返却	・資格確認書 [*]		1階 ⁴ 保険年金課	
	→20歳から74歳までの方で 人間ドック利用承認書兼利用助成券をお持ちの方	・人間ドック利用承認書兼利用助成券の返却	・人間ドック利用承認書兼利用助成券			
	→40歳から74歳までの方でいきいき健診受診券をお持ちの方	・いきいき健診受診券の返却 ・資格確認書 [*] の返却	・いきいき健診受診券 ・資格確認書 [*]			
	→70歳から74歳までの方	・負担区分等証明書の交付 ▲ 転出先へ提出してください				
	→修学のために転出する方	・転出先で引き続き伊勢原市の国民健康保険を使う手続き	・在学証明書、学生証等 ・資格確認書 [*]			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方		・資格確認書 [*]			
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の交付 ・旧被扶養者異動連絡票の交付 ▲ 転出先へ提出してください				
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・資格確認書 [*] の返却 ・いきいき健診受診券の返却	・後期高齢者医療資格確認書 [*] ・いきいき健診受診券			
	→神奈川県外へ転出する方	・負担区分等証明書の交付（郵送の場合） ▲ 転出先へ提出してください				
	→神奈川県外の住所地特例に該当する施設へ転出する方	▲ 転出先に伊勢原市から資格確認書 [*] を送付します				
各種認定証をお持ちの方	・各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証等				
国民年金に加入中の方	年金記録の確認 ▲ 記録の空白期間の有無、納付状況の確認等	お持ちの方 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書				
海外へ出国する方	・国民年金の任意加入または喪失 ・国民年金保険料精算の相談 ・これからの年金についての相談	お持ちの方 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ▲ 受付窓口でご相談ください				
介護 保険	65歳以上の方または要介護(要支援)認定を受けている方	・介護保険証の返却	・介護保険証		1階 ⁵ 長寿介護課	
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	▲ 転出先でも伊勢原市の介護保険証をそのまま使ってください				
障がい	要介護(要支援)認定を受けていた方	・介護保険受給資格証明書の交付 ▲ 転出先へ提出してください	・介護保険証		1階 ⁶ 障がい福祉課	
	障害者手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方	・各種障害福祉サービスや手当の届出	・健康保険の資格情報がわかるもの ▲ 詳細はお問い合わせください			
こども	心身障がい者医療証をお持ちの方	・受給者資格変更届または喪失届	・心身障がい者医療証			
	小学生・中学生のお子さんがある方	・転校手続き	▲ 学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください		これまで通っていた学校	
		・中学校給食の手続きをしている方(利用登録をしている方)	▲ 転出が決まった時点でお問い合わせください		5階 ³ 学校教育課	
		・学校徴収金の手続き				
	児童手当を受給している方(0歳~18歳の年度末まで)	・児童手当の消滅	▲ 公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください ▲ 転出先での申請遅れに注意してください		分庁舎(こどもみらいプラザ) 1階 ¹ こどもみらい課	
	こども医療証をお持ちの方(0歳~18歳の年度末まで)	・こども医療証消滅届	・こども医療証			
	子育て家庭紙おむつ等支給事業を受給している方	・廃止届				
	妊娠中の方	▲ 伊勢原市の妊産婦健康診査等補助券は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください				
	保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設に入園しているお子さんがある方	・退所・認定取消手続き ▲ 転出先で引き続き施設をご利用したい場合は、転出先で手続きが必要です	・退所届(保育所利用の場合) ・認定申請書		分庁舎(こどもみらいプラザ)	
	児童コミュニティクラブ利用中のお子さんがある方	・退所手続き	・退所届 ▲ クラブに直接提出も可		1階 ³ 保育・幼稚園課	
	ひとり親家庭等に該当している方	・児童扶養手当の住所変更 ・ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届または喪失届	▲ 受付窓口でご相談ください ・ひとり親福祉医療証		分庁舎(こどもみらいプラザ) 1階 ¹ こどもみらい課	
	特別児童扶養手当を受給している方	・特別児童扶養手当の住所変更	▲ 受付窓口でご相談ください			
心身障がい者医療証をお持ちの方	・受給者資格変更または喪失	・心身障がい者医療証		1階 ⁶ 障がい福祉課		

*資格確認書はマイナ保険証をお持ちで無い方が対象

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
税・料金 上下水道の使用をやめる方	・使用中止届	💡インターネットで手続きできます		神奈川県 水道部経営課 0570-005959	
原付バイク・小型特殊自動車を所有している方	・廃車申告（軽自動車税）	⚠️ 受付窓口でご相談ください		1階 12 市民税課	
四輪の軽自動車を所有している方	⚠️ 軽自動車検査協会湘南支所でご相談ください			軽自動車検査協会 湘南支所 050-3816-3119	
125ccを超えるオートバイを所有している方	⚠️ 湘南自動車検査登録事務所でご相談ください			湘南自動車検査登録事務所 050-5540-2038	
伊勢原市に土地や家屋をお持ちの方	・納税管理人の相談	⚠️ 受付窓口でご相談ください		1階 10 資産税課	
海外に転出される方	・納税管理人の相談	⚠️ 受付窓口でご相談ください		1階 11 収納課	
市税や国保税の納付について相談される方	・納税相談	⚠️ 受付窓口でご相談ください			
その他 粗大ごみの処分が必要な方	・戸別収集の申し込み	⚠️ お住まいの自治区により ごみの出し方が異なります		環境美化センター (伊勢原市神戸 378) 清掃リサイクル課 0463-94-7502	

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	➔ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。転出証明書が交付されていない方は戸籍住民課にご連絡ください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	➔ 転出証明書は、そのままでも有効です。実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	➔ 取消の手続きが必要です。住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。

伊勢原市役所
〒259-1188
伊勢原市田中348番地

市役所代表電話 **0463-94-4711**
お電話を担当へおつなぎします

窓口受付時間 午前 9時00分 ~ 午後 4時30分
第2・4土曜日 午前9時00分~正午 (戸籍住民課・保険年金課(国保係・年金係)・収納課・子どもみらい課のみ開庁)

伊勢原駅の駅窓口センターでは、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明および税証明等の各種証明書を発行しています。
火・木曜日、年末年始を除き、土・日曜日、祝日もご利用でき、平日も午後8時まで開所しています。 ※税証明は平日 午前9時30分~午後5時まで

伊勢原市ホームページ <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>

手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ

忘れずにお持ちください

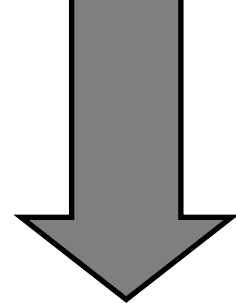
転出届 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です (転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《 届出に必要なもの 》
・ 国外に転出される方でお持ちの方は、「マイナンバーカード」

住み始めてから **14日以内**に、「転出証明書 (またはマイナンバーカード)」を持参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください

引っ越しワンストップサービス
マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから転出届をオンラインで提出できます

関連する手続きは 内側にあります



必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類
市役所で手続きの際は本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします。(いずれも有効期限内のものに限ります。)

1点で本人確認できるもの

官公署が発行した顔写真付きのもの

運転免許証 マイナンバーカード

そのほか
・パスポート ・障害者手帳 ・在留カード
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に2点が必要なもの

・資格確認書
・年金手帳※ ・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは
① 代理人として来られた方の本人確認をいたします。手続きの対象となる方との関係や委任状等により手続きができるかどうか、確認をいたします。
② 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー (個人番号) をご提示いただけます。